

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

この申告書は、年末調整済の給与収入のみを有しており、所得税の確定申告書を提出しない方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 次に掲げる場合においては、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成20年分の所得の内容等について、【給与所得の源泉徴収票(例)】を参考に次のとおり記載してください。

(例) を参考に次のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の④の金額を記載してください。

(注) 次に掲げる場合で、平成19年以後の居住年に係る住宅借入金等を有するときは、これをなかったものとして計算した金額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

(2) 「②」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の⑤の金額を記載してください。

(3) 「③」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の⑥の金額を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票(例)】

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(改姓等) [印用] (仮名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
源泉徴収対象者の有無等	源泉徴収特別控除の額	控除後の金額	課税額
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電印)

(4) 「④」欄

「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額(千円未満の端数は切捨て、マイナスの場合は0)を記載してください。

(5) 「⑤」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑤の金額
1,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1
3,300,000円 ~ 8,999,000円	④×0.2-330,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.3-1,230,000円
18,000,000円 ~	④×0.37-2,490,000円

(例) ④の金額が350万円の時

$$3,500,000円 \times 0.2 - 330,000円 = 370,000円$$

(6) 「⑥」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑥の金額
1,000円 ~ 1,949,000円	④×0.05
1,950,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1-97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	④×0.2-427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	④×0.23-636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.33-1,536,000円
18,000,000円 ~	④×0.4-2,796,000円

(例) ④の金額が350万円の時

$$3,500,000円 \times 0.2 - 427,500円 = 272,500円$$

3 この申告書は平成21年3月16日まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものを含む。)に、給与所得の源泉徴収票の原本を添付して、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

記載に当たってご不明な点については、お住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。